

各 位

会社名 株式会社加地テック
代表者 代表取締役社長 鈴木 博士
(コード番号 6391 東証二部)
問合せ先 人事総務部長 中塚 利幸
TEL(072)-361-0881

執行役員制度の導入および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年4月28日開催の取締役会において、執行役員制度の導入および2020年6月26日開催予定の第87回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 執行役員制度の導入について

(1) 導入の目的

- ① 経営と業務執行を分離することにより取締役会での意思決定の充実・迅速化を図ります。
- ② 取締役会が決定した経営方針に基づく業務執行に対し、執行役員が業務執行における責任者として執行役員相互の意思疎通を緊密にして委譲された権限を執行することにより、業務執行の効率化・迅速化を図ります。
- ③ 執行役員に優れた人材の登用を積極的に行い、組織の活性化を図ります。

(2) 制度の概要

- ① 執行役員は、取締役会により意思決定された経営方針に従い、経営最高責任者（以下 CEO という）の統括の下、与えられた権限の範囲内で、重要な業務執行を分担して行う業務執行責任者といたします。
- ② 執行役員の選任、役付執行役員（CEO、上級執行役員）の選定は、人事・報酬委員会が推薦し、取締役会で決議いたします。
- ③ 取締役の執行役員兼務はできるものといたします。
- ④ 執行役員が従業員から選任される場合は、退職後に委任契約を締結いたします。
- ⑤ 執行役員の任期は1年とし、再任を妨げないものといたします。

(3) 制度の導入時期

2020年6月26日開催予定の第87回定時株主総会において下記2. の定款変更議案が承認可決されることを条件として、同総会終了後の取締役会において執行役員の選任をいたします。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

執行役員制度導入に伴い、現行定款第18条の取締役の定員を現在の10名以内から8名以内に変更を行うためであります。

また、変更案第 26 条において執行役員に関する規定を新設し、これに伴う条数の変更を行うためであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 4 章 取締役および取締役会 第 18 条 (取締役の員数) 当会社に、取締役 <u>10</u> 名以内を置く。ただし、取締役に欠員を生じた場合も、法定の員数を欠かず、かつ、業務に支障のないときは選任を行わなくてもよい。</p> <p>(新設)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会 第 26 条～<u>33</u> 条 (省略)</p> <p>第 6 章 会計監査人 第 <u>34</u> 条～<u>37</u> 条 (省略)</p> <p>第 7 章 計 算 第 <u>38</u> 条～<u>41</u> 条 (省略)</p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会 第 18 条 (取締役の員数) 当会社に、取締役 <u>8</u> 名以内を置く。ただし、取締役に欠員を生じた場合も、法定の員数を欠かず、かつ、業務に支障のないときは選任を行わなくてもよい。</p> <p><u>第 5 章 執行役員</u> <u>第 26 条 (執行役員)</u> <u>取締役会はその決議によって執行役員を選任し、業務を分担して執行させることができる。</u> <u>2. 取締役会は、その決議によって役付執行役員を選定することができる。</u></p> <p>第 6 章 監査役および監査役会 第 <u>27</u> 条～<u>34</u> 条 (現行どおり)</p> <p>第 7 章 会計監査人 第 <u>35</u> 条～<u>38</u> 条 (現行どおり)</p> <p>第 8 章 計 算 第 <u>39</u> 条～<u>42</u> 条 (現行どおり)</p>

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2020 年 6 月 26 日
定款変更の効力発生予定日 2020 年 6 月 26 日

以上